

## 飲食スペース及び自動販売機設置使用料算出方法

資料22

### ① 土地 1月につき時価の1000分の3以上

$$\text{固定資産税課税標準(相当)額(㎡単価)} \times \frac{3}{1000} \times \frac{\text{使用許可面積(㎡)}}{\text{延床面積(㎡)}} \times \text{土地(敷地)面積(㎡)} = \text{仮当該年度土地使用料(月額)}$$

仮当該年度土地使用料(月額) ≤ 前年度土地使用料(月額)の場合  
前年度土地使用料(月額)を当該年度土地使用料(月額)とする。(据置き)

仮当該年度土地使用料(月額) > 前年度土地使用料(月額)の場合  
仮当該年度土地使用料(月額)を当該年度土地使用料(月額)とする。

\* ただし、1年目については上記計算式で算出した仮当該年度土地使用料(月額)が当該年度土地使用料(月額)となります。

### ② 建物 1月につき時価の1000分の4以上

$$\text{再調達価格(1㎡当り)} \times \text{経年減価率(※3)} \times \text{使用許可面積(㎡)} \times \frac{4}{1000} = \text{建物使用料(1ヵ月当り)}$$

### ③ 行政財産目的外使用料(月額) (①と②で算出した使用料の合計)

$$\text{仮当該年度土地使用料(月額)} + \text{建物使用料(1ヵ月当り)} = \text{行政財産目的外使用料(月額)}$$

\* 「仮当該年度土地使用料(月額)」及び「建物使用料(1ヵ月当り)」の円未満は、切り上げとなります。

- ※1 使用許可面積(㎡)とは、自動販売機や飲食スペースの占有面積です。
- ※2 施設棟のみの建設費(1㎡当り)が該当。
- ※3  $1 - 0.01 \times \text{経年数}$ (但し、経年減価率は80%を上限とします。)